

ID: 78

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	土曜日利用の許可		
例規名 根拠条項	柴田町放課後児童クラブ規則 第6条第2項		
例規番号	平成18年規則第42号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (入所の許可等)</p> <p>第6条 町長は、前条第1項の規定による入所申請書の提出があった場合は、その適格性を審査したうえで、児童クラブの入所の可否を決定し、放課後児童クラブ入所許可・不許可通知書(様式第2号の1)により、保護者に通知するものとする。</p> <p>2 町長は、前条第2項の規定による土曜日利用申請書の提出があった場合は、その適格性を審査したうえで、土曜日の利用の可否を決定し、放課後児童クラブ土曜日利用許可・不許可通知書(様式2号の2)により、保護者に通知するものとする。</p> <p>3 町長は、前条第3項の規定による延長利用申請書の提出があった場合は、その適格性を審査したうえで、延長時間の利用の可否を決定し、放課後児童クラブ延長利用許可・不許可通知書(様式第2号の3)により、保護者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日